藻場をおこす、未来をつくる

一般社団法人 藻藍部（水産業）

会社概要・SDGsに関する取り組み方針（考え方）

持続可能な社会の実現に貢献するため、資源の有効活用と気候変動の影響による環境問題の改善を経営の中枢に位置付けています。特に、未利用魚のアイゴをはじめとした水産物の漁獲から加工、販売に至る全プロセスで関連団体や企業との連帯を図り、藻場再生と地域創生に尽力しています。

これまでの取り組み

- アイゴの漁獲量増進による藻場再生
- 未利用魚であるアイゴの加工品開発
- アイゴ加工品の販促支援
- 釣り大会等のイベントを通じた藻場再生に対する啓蒙活動
- 県内廃棄物を活用した藻場増殖資材の開発
- 美波町の子どもたちと美波町役場、町内にサテライトオフィスを構える企業と連帯して藻場増殖資材を海に投げ込む体験型企画
- 講演会を通じた藻場再生（磯焼け対策）の経験、知見の共有

関連するゴール

メッセージ

私たちは、2023 年 8 月に地元関係者にて立ち上げた一般社団法人藻藍部（もあい）です。磯焼けに苦しむ徳島県美波町で磯焼け (藻場の喪失) の問題に取り組むとともに、藻場再生を軸としたアクションを行っています。「アイゴをつかった地場産品の開発」や「藻場・漁業再生資源の開発」を通して、地域の発展・地球の未来のための好循環モデル構築を目指します。

今後に向けた取り組み

- 藻場再生の実現の先にJブルークレジットの販売（環境価値化して収益をあげる）
- 地域おこし協力隊等を活用した水産技術者等の育成
- アイゴの加工品のネット販売及びふるさと納税返礼品登録
- 企業版ふるさと納税を活用した資金調達と県外企業と美波町の関りを拡大

【美波町からのお知らせ】 美波町 SDGs リビングラボポータルサイトについて

▶導入目的：美波 SDGs リビングラボを通じて地域活動を発信・共有することで、SDGs のワードのもとで皆さまが繋がれる場所になること目的としています。まずは皆さまの SDGs 宣言を登録をして、美波町とともに地域課題の解決や地域活動に参加し、お互いに協力し合いませんか。

▶利用方法：町民の方々や企業・団体様なら誰でも利用できます。
詳しくは右の QR コードから美波町 HP をご覧ください。
https://www.town.minami.lg.jp/docs/sdgs.html

年金のお知らせ
Pension Infomation

付加保険料の納付について

定額の保険料に月額440円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加保険料の納付は申出月からの開始となります。

【納付することができる方】

▶国民年金第1号被保険者
▶65歳未満の任意加入被保険者

※国民年金保険料の納付を免除されている方（法定免除、全額免除、一部免除、納付猶予、または学生納付特例）、国民年金基金の加入員である方は付加年金に加入（付加保険料を納付）することができません。
※個人型確定拠出年金と付加年金は同時に加入することができますが、個人型確定拠出年金は拠出限度額があります。個人型確定拠出年金の納付額によっては、付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。
※農業者年金に加入した時は、国民年金付加保険料納付該当届の提出が必要です。付加保険料の納付は、農業者年金の被保険者に該当した月から開始します。

【付加保険料の金額、納付期限】

▶金額　：付加保険料は、1ヶ月あたり400円です。
付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。
▶納付期限：付加保険料の納付期限は、原則納付対象月の翌月末日です。
なお、納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間は付加保険料を納付することができます。

【付加保険料の納付をやめたいとき】

国民年金付加保険料納付辞退申出書を提出した月の前月から、付加保険料を納付する方でなくなります。

【老齢基礎年金を受け取るときに加算される額】

付加年金額（年額）は、200円×付加保険料を納付した月数で計算します。

詳しくは、日本年金機構 HP をご覧ください→

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

税のお知らせ
Tax Information

マイナ保険証の利用登録の解除について

マイナ保険証の利用登録の解除ができます

令和6年11月1日以降、マイナ保険証の利用登録の解除申請を開始します。
美波町国民健康保険の被保険者で、マイナ保険証の利用登録の解除を希望される方は、本人確認書類を持参のうえ、税務課窓口もしくは由岐支所で申請手続きをしてください。
※美波町国民健康保険に加入していない方の解除については、加入している健康保険にお問い合わせください。

税の納め忘れありませんか?

11月･12月は県下一斉徴収強化月間

美波町及び徳島県では、11月･12月を徴収強化月間とし、この期間中に税の未納がある方に対して、催告を行います。催告をしても納付していただけない滞納者に対して、財産の差し押さえなど滞納処分を行います。納付できない特別な事情がある方は必ずご相談ください。

【お問い合わせ】役場税務課☎0884-77-3615